

# 島根県医療連携推進アドバイザー派遣事業 実施要領

## 1. 目的

医療連携推進コーディネーターが地域の医療介護関係者に対するコーディネーター機能を十分に発揮するため、事業進捗上の課題やその他個別事項について、解決に向けた具体的な助言や伴走型支援を行うことで、全県的な取組推進を図る。

## 2. 対象者

本事業の対象は、以下の者とする。

- ・医療連携推進コーディネーター配置事業を実施している者（コーディネーターおよびその関係者）
- ・医療連携推進コーディネーター配置事業の実施を検討している者
- ・その他、県が必要と認めた者

## 3. 内容

県は、地域課題の分析やその解決に向けた医療介護関係者との調整に精通したアドバイザーを派遣し、各地域のコーディネーターの個別の活動状況を踏まえた助言等を行う。各地域で目指す姿をできるだけ明確にし、その実現のために具体的にどのような取組を行うかなどの行動計画の作成及び評価を各地域が行えるよう支援する。

（想定例）

- ・取組目標の設定・評価の方法について
- ・医師会等の関係者へのアプローチの方策について
- ・行政との連携や役割分担について
- ・各地域の既存の取組の活性化に向けた改善方策について

## 4. 依頼方法

派遣を希望する場合は、別紙「派遣依頼書（様式1）」を県医療政策課へ提出するものとする。

（派遣希望日の概ね1か月前までに提出すること。但し、急遽支援を必要とする事由がある場合はこの限りではない。）

## 5. 費用

無料（アドバイザー派遣に要する費用（報償費及び旅費）は県が負担）

## 6. 結果報告

派遣を受けた者は、別紙「結果報告書（様式2）」により、その内容を県に報告するものとする。

## 7. その他

本事業は、対面での実施を基本とするが、県が適当であると判断した場合においてオンライン形式により実施できるものとする。

（附則）

この要領は、令和4年4月1日から実施する。